

法改正で相続はこう変わる！

「分かりやすく解説！改正相続法」

(主催：株式会社レキオス 共催：株式会社スタイル)

講演 項目

- ・ 自筆証書遺言の財産項目をパソコンでの作成が可能になります。
- ・ 自筆証書遺言を法務局で保管してくれます。
- ・ 相続人ではない近親者の介護も報われる場合があります。
- ・ 遺留分はモノでなくお金で解決できます。
- ・ 配偶者に贈与された自宅は持ち戻し不要になる場合があります。
- ・ 配偶者居住権の利用方法を解説します。
- ・ 亡くなった方の預金一部が引出し可能になります。



講師 弁護士 久保 以明 (くぼ もちあき) 氏

弁護士法人琉球法律事務所所長。
 平成10年3月一橋大学法学部卒業。
 平成12年11月司法試験第二次試験合格。
 平成13年4月最高裁判 所司法修習生(第55期)。
 平成14年11月小堀啓介法律事務所に勤務。
 平成19年6月琉球法律事務所を開設。
 趣味はサーフィン。



日程

1回目：2019年 8月14日 (水)
 2回目：2019年 9月18日 (水)
 ※2回目はトラブル事例及び相談会を予定しています。

時間

15:00～16:30
 (開場14:45)

会場

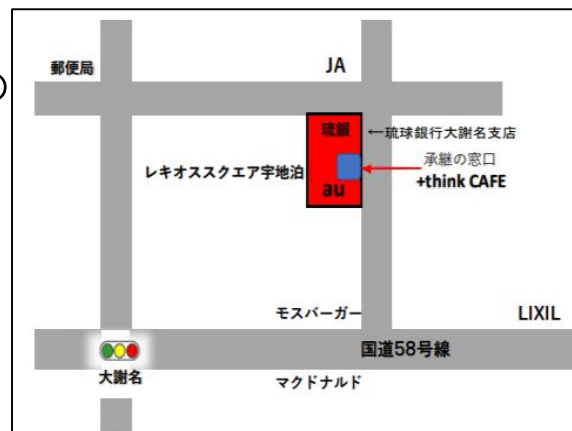
承継の窓口+think CAFÉ
 宜野湾市大謝名215 レキオススクエア宇地泊1階 (右地図)

定員：12名

受講料：一般 3,000円・レキオス倶楽部会員 2,000円
 ※1回目セミナーの料金です。2回目は後日ご案内致します。

申込方法：下記記入の上FAX、またはメールにてお申込みください。

株式会社レキオス FAX：098-941-3191 (担当：小菅、仲田)
 TEL：098-941-3355 / Mail：kosgmi@lequios.co.jp



申込者名	勤務先名	ご連絡先